

平成25年4月より

コンビニで納付ができるようになります。

## 水道料金と下水道使用料の請求を一本化します

水道課及び下水道課では、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るため、これまで別々にお支払いいただいていた水道料金と下水道（公共下水道・農業集落排水・地域下水道）使用料を平成25年4月請求分から一括して請求することになりました。また、同月請求分からコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）で納付ができるようになります。

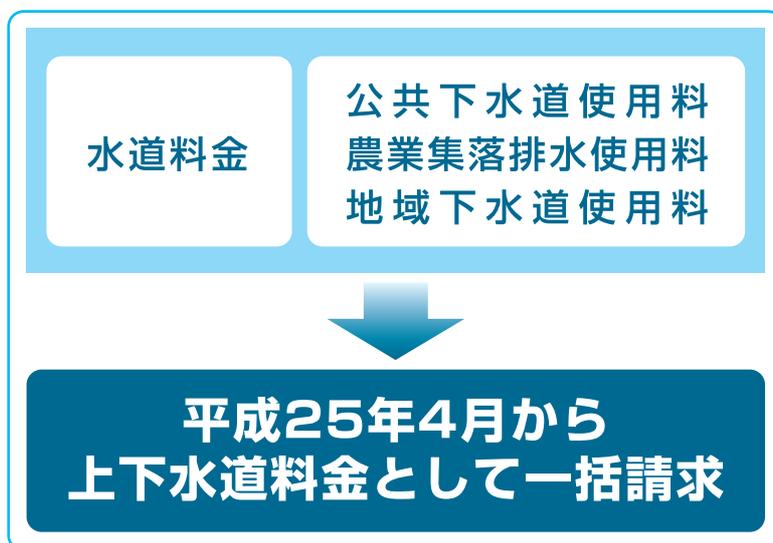
### ■ 料金の算定について

料金単価や計算方法は変更ありません。

### ■ 納入通知書について

料金の一括請求及びコンビニ収納に対応するため、納入通知書の様式が変わります。

※納入通知書には、水道料金と下水道料金の合計額が請求金額として記載されます。



### ■ コンビニでの納付について

ご利用いただけるコンビニは次のとおりです。

エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティストア、サークルK、サンクス、スーパー（北海道）、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

※その他MMKが設置されているコンビニや売店等でもご利用になれます。

### <ご注意ください！>

平成25年3月請求分までの納入通知書は、コンビニ納付ができません。お手数でも納入通知書に記載されている納付場所で納付してください。

### ■ 下水道使用料の口座振替領収書について

これまで別に送付していた口座振替による下水道使用料の領収書を廃止し、水道料金と同様に領収額を検針票に記載します。

（例）4月請求分（4月末に引落し） → 6月請求分の検針票に記載

### ■ 料金に関するお問い合わせについて

平成25年4月1日以降の水道料金及び下水道使用料に関するお問い合わせにつきましては、[水道課](#)までお願いいたします。

問合せ 水道課（〒311 - 4303 城里町石塚2065 - 7 城里町役場分庁舎内） ☎029 - 288 - 3114